

## 自己資本の充実の状況

#### 1. 自己資本の状況

#### ●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、 財務基盤の強化を経営の重要課題としており、平成27年3月末における自己資本比率は 21.74%となりました。今後も安定的な収益の積み上げによる内部留保に努めてまいります。

#### ●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、回転出資金、劣後特約付借入金により調達しています。

#### 普诵出資金

項目	内 容
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	79 億円(前年度 79 億円)

#### 後配出資金

項 目	内 容				
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会				
資本調達手段の種類	後配出資金				
コア資本に係る基礎項目に算入した額	246 億円(前年度 246 億円)				

#### 回転出資金

項 目	内 容				
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会				
資本調達手段の種類	回転出資金				
コア資本に係る基礎項目に算入した額	8億円(前年度11億円)				

#### 永久劣後特約付借入金

項 目	内 容				
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会				
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金				
コア資本に係る基礎項目に算入した額	135 億円(前年度 150 億円)				
	なし				
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり (※1)				

※1 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による破産手続きの場合)が発生している場合を除き、 主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により、借入日より10年が経過した日以降 の利息支払期日にいつでもその全部または一部を償還可能

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## (1) 自己資本の構成

(単位:百万円、%)

	平成2	5年度	平成26年度		
項目		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目 (1)					
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	56,497		57,662		
うち、出資金及び資本準備金の額	32,681		32,681		
うち、再評価積立金の額	1		1		
うち、利益剰余金の額	24,687		25,878		
うち、外部流出予定額(△)	872		898		
うち、上記以外に該当するものの額	_		_		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,778		3,095		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,778		3,095		
うち、適格引当金コア資本算入額	_		_		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	16,153		14,322		
うち、回転出資金の額	1,153		822		
うち、上記以外に該当するものの額	15,000		13,500		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の 額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額の うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		_		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	75,429		75,079		
コア資本に係る調整項目 (2)					
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	_	2	0	1	
うち、のれんに係るものの額	_	_	_	_	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	_	2	0	1	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_	66	265	
適格引当金不足額	_	_	_	_	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_	_	_	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_	_	_	
前払年金費用の額	_	_	_	_	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	-	_	_	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_	_	_	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	-	_	_	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	_	_	_	_	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額	_	-	_	_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する ものの額	_	-	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_	_	

	平成2	5年度	平成2	6年度
項目		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
特定項目に係る15パーセント基準超過額	_	_	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額	_	_	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する ものの額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_	_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	_		66	
自己資本				
自己資本の額(石一口)	75,429		75,012	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	302,224		339,385	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 64,377		△ 79,597	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツ に係るものを除く。)	2		1	
うち、繰延税金資産	_		265	
うち、前払年金費用	_		_	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 64,379		△ 79,864	
うち、上記以外に該当するものの額	_		_	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,912		5,542	
信用リスク・アセット調整額	_		_	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_		_	
リスク・アセット等の額の合計額	308,137		344,927	
自己資本比率				
自己資本比率(メイ)/(二)	24.47%		21.74%	

#### (2) 自己資本の充実度に関する事項

#### 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット		25 年度		26 年度				
(標準的手法)	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
我が国の中央政府及び 中央銀行向け			_	140,573 -		_		
我が国の地方公共団体向け	68,237	_	_	67,425	_	_		
地方公共団体金融機構向け	500	50	2	_	_	_		
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	3,918	391	15		
地方三公社向け	240	_	_	_	_	_		
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	786,197	187,870	7,514	790,485	158,112	6,324		
法 人 等 向 け	97,951	60,943	2,437	99,360	62,601	2,504		
中小企業等向け及び 個人向け	82	60	2	71	52	2		
抵当権付住宅ローン	516	180	7	593	207	8		
不動産取得等事業向け	332	332	13	336	336	13		
三月以上延滞等	1,191	1,786	71	1,199	1,799	71		
信用保証協会等による保証付	144	14	0	131	13	0		
出 資 等	5,676	5,676	227	5,500	5,500	220		
他の金融機関等の対象 資本調達手段			4,291	75,401	188,504	7,540		
特定項目のうち調整項 目に算入されないもの	169	424	16	_	_	_		
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	産(所謂ファンド)		_	_	_	_		
証 券 化	_	_	_	_	_	_		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの		△ 64,377	△ 2,575		△ 79,597	△ 3,183		
上 記 以 外	3,746	1,913	76	3,530	1,421	56		
標準的手法を適用するエ クスポージャー別計	1,134,887	302,174	12,086	1,188,531	339,344	13,573		
CVAリスク相当額÷8%		50	2		40	1		
中央清算機関関連エクス ポージャー	3	0	0	6	0	0		
信用リスクアセットの額の 合計額	1,134,891	302,224	12,088	1,188,538	339,385	13,797		
オペレーショナル・ リスクに対する所要 自己資本の額		ナル・リスク ご除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		ナル・リスク ご除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
(基礎的手法)		5,912	236		5,542	221		
所要自己資本額		ト等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		ト等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
		308,137	12,325		344,927	13,665		

- (注) 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
  - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該
  - 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金 融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。
  - 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
  - 5.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者 に移転する性質を有する取引のことです。
  - 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項 目および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
  - 7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・ 取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・ デリバティブの免責額が含まれます。
  - 8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
    - <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益 (正の値の場合に限る) × 15%) の直近3年間の合計額 - 8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

#### 2. 信用リスクに関する事項

#### ●リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクについては、業種・大口集中等の回避によりリスクを軽減するなど、信用リスクの適切な管理を行っています。

具体的には、理事会で定めた「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル(市場リスク・信用リスク編)」に基づいて、リスク管理課において適切なリスク管理を行っており、リスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容の報告及び対応方針の検討を行っています。

また、当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき自己査定結果をもとに以下のとおり計上しています。

正常先・要注意先	債権額に予想損失率を乗じた額を一般貸倒引当金へ繰り入れる。ただし、 その合計額が税法基準により容認される限度額を下回るときは、税法基準 により算定した金額を繰り入れる。
破綻懸念先	Ⅲ分類額からキャッシュフローによる回収可能額を控除した残額、若しく はⅢ分類額に予想損失率を乗じた額を個別貸倒引当金へ繰り入れる。
実質破綻先・破綻先	Ⅲ分類額及びN分類額について、全額を個別貸倒引当金への繰入又は直接 償却を行う。

※ 予想損失率:貸倒実績率に一定の修正を加えて算出した率

#### ●標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格	寸 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)	
株式会社日本格付研究所(JCR)	
ムーディーズ・インベスターズ・サービ	ス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レー:	Fィングズ・サービシズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fit	ch)

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク ・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向け エクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

<sup>(</sup>注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

# (1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

		25 年度					26 年度				
		信用リスクに 関するエクス ボージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上延 滞 エ ク ス ポージャー	信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上延 滞 エ ク ス ポージャー
国	内	1,115,786	79,919	241,866	_	0	1,169,226	92,411	227,804	_	1,199
国	外	19,104	_	19,104	_	_	19,311	_	19,311		_
地域	域別残高計	1,134,891	79,919	260,971	_	0	1,188,538	92,411	247,116	_	1,199
	農業	186	186	_	_	_	176	176	_	_	_
	林業	_	_	_	_	_	_	_	_		_
	水産業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	製造業	40,191	4,688	16,157	_	_	36,655	4,915	15,527	_	_
	鉱業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	建設·不動産業	6,640	4,125	2,354	_	0	7,031	4,986	1,836	_	0
法人	電気・ガス・熱 供給・水道業	13,757	7,014	6,743	_	_	11,600	5,013	6,586	_	_
	運輸·通信業	11,005	6,610	3,675	_	_	12,000	6,330	3,254	_	_
	金融・保険業	846,207	30,480	111,424	_	_	897,622	41,068	93,268	_	_
	卸売・小売・飲 食・サービス業	22,964	19,446	1,605	_	_	24,217	21,991	1,105	_	_
	日本国政府・ 地方公共団体	178,214	6,029	112,009	_	_	190,997	6,541	125,537	_	_
	上記以外	14,229	11	7,000	_	_	6,062	8	_	_	1,199
個	人	1,326	1,326	_	_	0	1,376	1,376	_	_	0
その	の他	167	_	_	_	_	796	_	_	_	_
業科	重別残高計	1,134,891	79,919	260,971	_	0	1,188,538	92,411	247,116	_	1,199
] £	F以下	718,363	5,223	27,674	_		771,305	7,993	24,532	_	
] 全	F超3年以下	80,630	14,370	54,186	_		82,999	16,425	51,971	_	
3 £	F超 5 年以下	108,761	12,768	82,965	_		79,112	10,802	54,494	_	
5 £	F超7年以下	81,185	8,072	62,093	_		73,203	13,944	47,535	-	
フ 全	F超 10 年以下	90,365	38,475	33,948	_		93,450	30,672	46,499	-	
10	) 年超	1,096	994	102	_		27,339	5,255	22,083	_	
期	艮の定めのないもの	54,487	13	_	_		61,127	7,317	_	_	
残存	字期間別残高計	1,134,891	79,919	260,971	_		1,188,538	92,411	247,116	_	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
  - 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
  - 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
  - 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
  - 5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

## (2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

### a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	25年度						26年度			
			期中期中減少額		期末	期首	期中	期中派	沙額	期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒引当金	274	274	_	274	274	274	292	_	274	292
個別貸倒引当金	118	93	21	96	93	93	108	0	93	108

## b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

												(+14	. [[[]]
				25:	年度					26:	年度		
		個別貸倒引当金			個別貸倒引当金								
		期首	期中	期中派	或少額	期末	貸出金 償却	期首	期中	期中》	或少額	期末	貸出金 償却
		残高	増加額	目的使用	その他	残高	124-1	残高	増加額	目的使用	その他	残高	127
	農業	_	_	_	_	_	_	_	20	_	_	20	_
	林業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	水産業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	製造業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	鉱業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
法	建設· 不動産業	21	0	21	0	0	21	0	0	_	0	0	_
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
人	運輸· 通信業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	金融· 保険業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	0	0	_	0	0	_	0	_	0	_	_	0
	上記以外	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	個 人	96	93	_	96	93	_	93	88	0	93	88	0
美	<b>美種別計</b>	118	93	21	96	93	21	93	108	0	93	108	0

闰1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

<sup>2.</sup> 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

#### (3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

			25 年度			26 年度	
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
	0%	_	197,107	197,107	_	209,264	209,264
	2%	_	3	3	_	6	6
	4%	_	_	_	_	_	_
信	10%	_	654	654	_	5,166	5,166
用リ	20%	7,077	748,104	755,182	8,584	790,510	799,094
えク	35%	_	516	516	_	593	593
削減	50%	62,486	62	62,548	59,129	49	59,179
効果	75%	_	80	80	_	69	69
信用リスク削減効果勘案後残高	100%	22,021	95,418	117,439	22,386	28,396	50,783
後残	150%	1,190	0	1,190	_	63,132	63,132
高	200%	_	_	_	_	_	_
	250%	_	169	169	_	1,514	1,514
	その他	_	_	_	_	_	_
	1250%	_	_	_	_	_	_
	合 計	92,776	1,042,117	1,134,893	90,101	1,098,704	1,188,805

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
  - 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
  - 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
  - 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、 重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

#### 3. 信用リスク削減手法に関する事項

#### ●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定め、「適格金融資産担保付取引」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

#### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

		25 年度			26 年度	
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	_	_
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	_	_	_
地方三公社向け	_	240	_	_	_	_
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	_	_	_	_	_	_
法人等向け	7	4	_	3	_	_
中小企業等向け及び個人向け	_	1	_	_	0	_
抵当権付住宅ローン	_	_	_	_	_	_
不動産取得等事業向け	_	_	_	_	_	_
三月以上延滞等	_	_	_	_	_	_
証券化	_	_	_	_	_	_
中央清算機関関連	_	_	_	_	_	_
上記以外	_	8	_	_	1,115	_
合 計	7	254	_	3	1,116	_

- (注) 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
  - 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 3.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
  - 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・ 取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
  - 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

#### 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の 概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。当会では、派生商品取引にかかる運用限度額ならびにロスカット基準を設定し、適切なリスク管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から 受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反 対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引き渡し又は資金の支払いを行う取引です が、当会では該当する取引は行っていません。

#### (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	25 年度	26 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位:百万円)

	グロフ西堪等	信用リスク削		担 保		信用リスク削
25 年度	グロス再構築 コストの額	減効果勘案前 の与信相当額	現金・ 自会貯金	債 券	その他	減効果勘案後 の与信相当額
(1) 外国為替関連取引	39	74	_	_	_	74
(2) 金利関連取引	_	_	_	_	_	_
(3) 金関連取引	_	_	_	_	_	_
(4) 株式関連取引	_	0	_	_	_	0
(5) 貴金属(金を除く) 関連取引	_	_	_	_	_	_
(6) その他コモディティ関連取引	_	_	_	_	_	_
(フ) クレジット・デリバティブ	_	_	_	_	_	_
派生商品合計	39	74	_	_	_	74
長期決済期間取引	_	_	_	_	_	_
一括清算ネッティング契約に よる与信相当額削減効果(△)		_				_
合 計	39	74	_	_	_	74

(単位:百万円)

	ガロフ亜雄築	信用リスク削		担 保		信用リスク削
26 年度	グロス再構築 コストの額	減効果勘案前 の与信相当額	現金・ 自会貯金	債 券	その他	減効果勘案後 の与信相当額
(1) 外国為替関連取引	21	59	_	_	_	59
(2) 金利関連取引	_	_	_	_	_	_
(3) 金関連取引	_	_	_	_	_	_
(4) 株式関連取引	_	0	_	_	_	0
(5) 貴金属(金を除く) 関連取引	_	_	_	_	_	_
(6) その他コモディティ関連取引	_	_	_	_	_	_
(ア) クレジット・デリバティブ	_	_	_	_	_	_
派生商品合計	21	60	_	_	_	60
長期決済期間取引	_	_	_	_	_	_
一括清算ネッティング契約に よる与信相当額削減効果(△)		_				_
合 計	21	60	_	_	_	60

- (注) 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
  - 2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
  - 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

#### (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

(3) **信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ** クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

#### 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

●リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

#### ●体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの取得については「運用限度額基準」にて、取得限度額および取得にかかる商品性の制限を定めております。また、「リスクマネジメントマニュアル」に基づき、一定の条件に抵触した銘柄については、評価等の状況および対処方針を月次のALM委員会に報告することとしています。

- ●信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針 該当する取引はありません。
- ●信用リスク・アセットの額算出方法の名称 証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を 採用しています。
- ●当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引 該当する取引はありません。
- 当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等 該当する取引はありません。
- ●証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」 に基づき会計処理を行っています。 ●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付 機関による所定の要件を満たした依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととして います。

## 適格格付機関

株式会社格付投資情報センター(R&I)

株式会社日本格付研究所(JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ (S&P)

フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

●内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

- (1) **当会がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項** 該当する取引はありません。
- (2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

#### 6. オペレーショナル・リスクに関する事項

#### ●リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル(事務リスク)」に基づき管理しています。事務リスクの定義として「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当会が損失を被るリスク」としており、リスクの分類として①事故(システム障害を含む)、②交通事故、③事務ミスに分けています。管理部署は総務部とし、経営に重大な影響を与える不祥事件等、コンピュータ・システム障害についてはその都度、その他の事項については必要に応じて、理事会、経営管理委員会へ報告しています。

#### ●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基 礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の 信託運用費用を加算して算出します。

- 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
  - ●出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部 出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、厳格な資産査定を行い、「資産の償却・引当要領」、「有価証券減損処理基準」に基づいて適切に償却を実施しています。特に、時価のある株式については「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル(市場リスク・信用リスク編)」により管理を行っており、一定基準を下回る銘柄が発生した場合には、回復可能性を判断して、個別に対処方針を決定しています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

		25:	年度	26 年度		
		貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	
上	場	3,919	3,919	4,729	4,729	
非	上 場	43,984	43,984	43,984	43,984	
合	計	47,904	47,904	48,713	48,713	

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 <sub>(単位:百万円)</sub>

	25 年度		26 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
127	_	_	402	_	_

(3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

25:	年度	26:	年度
評価益	評価損	評価益	評価損
981	43	1,812	1

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

25:	 年度	26:	年度
評価益	評価損	評価益	評価損
_	_	_	_

#### 8. 金利リスクに関する事項

#### ●リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)について、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会においては、構成資産のうち農林中金への系統預金がかなりの運用割合を占めており、 金利変動に対して柔軟な構成となっているものの、安定収益確保のため有価証券での運用を一 定割合行っています。したがって、金利情勢等を踏まえた市場リスクの適切なマネジメントは 必要不可欠となっています。

体制としては、ALM委員会において収支シミュレーションの実施、アロケーション方針の 決定等を行い、リスク管理委員会においてモニタリング・検証を行っています。また、ALM 委員会については企画管理課、リスク管理委員会についてはリスク管理課がそれぞれ主管して います。

#### ●金利リスクの算定方法の概要

当会では、有価証券等の市場性資産に加え、貸出金や預け金、貯金等の金融資産・負債の金利リスク量を分散共分散法による VaR (信頼区間99.0%、保有期間1年)により算出し、各リスクファクター間の相関を考慮した市場統合 VaRの計測を行っています。

併せて、過去5年間の計測期間において1%の確率で起こりうる金利変動(1%タイル値、99%タイル値)による金利リスク(アウトライヤー基準に基づく金利リスク)を計測しています。

●内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減

#### 【VaR計測によるリスク量】

(単位:百万円)

	25 年度	26 年度
市場統合VaR	8,419	12,104

#### 【アウトライヤー基準に基づく金利リスク】

	25 年度	26 年度
アウトライヤー基準に基づく金利リスク	△ 2,274	△ 3,790